

町田市子ども発達センターの機能強化について

町田市子ども発達センター（以下、「センター」という。）は、発達に支援が必要な未就学児への療育や、18歳までの子どもの障がいに関する相談対応、地域の関係機関と連携した障がい児やその家族に対する切れ目のない支援を行っています。

1 現状と課題

近年、保育所等に通いながら療育を希望する子どもや、医療的ケアを必要とする子どもが増加傾向にあるなど、障がいのある子どもや家族のニーズが多様化しています。

（１）医師の診察や指示に基づく療育

市内には、未就学児の発達障がいに関する診療を行う医療機関が無く、発達に課題のある子どもは、周辺他市へ通院している状況です。また、医療的ケア児の増加や医療の進歩により、医師の診察や指示に基づく療育や機能訓練の提供の必要性が増しています。

（２）人材の確保

現在、センターの運営は、市が行っており、専門職の配置は会計年度職員を当てていますが、採用や育成の難しさから、知識・技術の維持が課題となっています。

（３）施設の老朽化への対応

現行施設は1983年の竣工から40年以上が経過しているため、多くの施設修繕を必要とするなど老朽化が進んでおり対応が必要です。

2 方向性

センターにおける現状の課題を改善するため、民間事業者のノウハウを活用して安定的な職員の配置及び知識・技術の維持向上を図り、効率的かつ効果的に事業を展開します。

- ① センターの運営については、サービスの向上を図るとともに、業務の効率化を目的に指定管理者制度を導入します。
- ② センターは建替えをせずに、「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」(以下、「新施設」という。)への移転を進めます。ただし、指定管理者制度の導入については、移転に先行して現行施設で実施します。
- ③ センターの定員については、新施設への移転を機に拡大します。移転後はセンターに診療所を併設し、医師の診察や指示に基づく療育・機能訓練を提供するとともに、医療的ケア児の受入れ体制も強化します。
- ④ 新たなセンターのあり方としては、クラウドシステムによる利用児データの一元管理やオンライン診療の導入等を通じて、DXによる療育・診療の効率化を図ります。

3 今後の予定

(1) 指定管理者制度の導入時期について

センターの指定管理者制度の導入については、受託事業者がスムーズな運営を開始できるよう、期日を定めて計画的に準備する必要があることから、2029年度から実施することとします。

(2) 移転の時期について

新施設への移転時期については、子どもたちの混乱を避けるため、年度の初めに移転することとします。そのため、施設完成予定（2030年10月）後、2031年4月を予定しています。

(3) 全体のスケジュールについて

2029年度の指定管理者制度による業務開始及び2031年度の移転を目途に、次のスケジュールの通り進めてまいります。

◆スケジュール◆

2026		2027		2028		2029		2030		2031	
6月 行政 報告	12月 条例 改正	3～9月 事業者公募 ・事業者決定		10月～ 業務引継ぎ		指定管理者制度の 導入 (現行施設)				新施設へ移転 (診療所設置 ・定員拡大)	

4 周辺他市の状況

町田市周辺の各市では、医療対応が可能な療育施設が設置されています。

どの施設でも、初診まで3カ月～半年程度の待機期間が生じており、利用のルールとして、施設が設置されている市に在住する児童を優先する方針がとられています。

